

情報提供

那医発第 349 号
令和 4 年 10 月 6 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「臓器移植関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 963 号 F
令和 4 年 10 月 3 日

各地区医師会臓器移植
担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 砂川 博



臓器移植関係通知文の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会並びに沖縄県保健医療部、沖縄県保健医療福祉事業団より、臓器移植関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①②は、厚生労働省健康局長より、臓器移植法改正後 10 年以上が経過したことに伴い取りまとめられた、臓器移植医療の在り方に関する提言(本年 3 月)に基づき、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針の一部改正に関する周知依頼となっております。

本通知③は、沖縄県保健医療福祉事業団より、「臓器移植を『知る』で終わらず『選択』を」というキャッチフレーズの下、10 月 8 日、沖縄県立図書館(3 階ホール)で開催される「臓器移植を知るシンポジウム 2022」の案内となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、当文書は本会映像データ管理システムをご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

①「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について」(通知)

(令和 4 年 7 月 25 日 保地第 545 号)

②「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について

(令和 4 年 7 月 26 日 日医発第 771 号(技術))

③「臓器移植を知るシンポジウム 2022」の周知について（協力依頼）

（令和4年9月9日 沖事第103号）

沖縄県医師会事務局 業務1課 野波、新垣

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

e-mail：g1@okinawa.med.or.jp